

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府門真市四宮四丁目2番41号

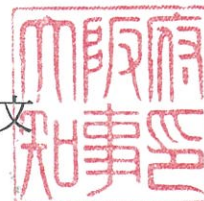
氏名 大阪紙業株式会社

代表取締役 朝本 進

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和2年6月21日

許可の有効年月日 令和7年6月20日

## 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 1 汚泥       | 6 紙くず    | 11 金属くず  |
| 2 廃油       | 7 木くず    | 12 ガラスくず |
| 3 廃酸       | 8 繊維くず   | 13 がれき類  |
| 4 廃アルカリ    | 9 動植物性残さ |          |
| 5 廃プラスチック類 | 10 ゴムくず  |          |

石綿含有産業廃棄物を含む。ただし、積替え保管にあつては除く。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

水銀含有ばいじん等を除く。

以上13種類

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：門真市四宮6丁目4番、5番

面積：238.7m<sup>2</sup>

保管上限：148.8m<sup>3</sup>

積み上げ高さ：2m

積替えできる産業廃棄物の種類：1の5、6、7、8、10、11、12、13の8種類

石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

1の11、12については水銀使用製品産業廃棄物（廃ランプに限る。）を含む。1の5については水銀使用製品産業廃棄物（廃ランプに限る。）に限る。1の6、7、8、10、13については水銀使用製品産業廃棄物を除く。

以下余白

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年6月21日 当初許可

令和2年7月29日 許可更新

令和2年7月29日 変更許可

以下余白

## 5. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有